

「社会包摶と育成」に関連する居場所づくり等の現状

1 地域の居場所（サードプレイス）

- ・不登校児童生徒や、心身の疾患などで休職中の大人、独居老人等が孤立しないための居場所づくりが求められている。
- ・生活圏域内での居場所づくりとしては、コミュニティ一振興会の区域内にコミュニティーセンター（防災センター含む）があり、放課後児童の居場所として開放している。
- ・本市において学校、家庭や職場以外の居場所として想定される場所は以下のとおり。

施設等	個所数	備考
1 市立図書館	4か所	中央図書館（ミライニ）、八幡分館、平田分館、松山分館
2 コミュニティーセンター	36か所	内、市街地10か所、旧公民館地区13か所、総合支所館内13か所
3 フリースクール	2か所	市街地
4 フリースペース	2か所	市街地
5 親の会	1か所	

◆課題の想定 1

- ① 地域の居場所として位置づけられる施設等であっても、受け入れ側の課題意識や取り組み内容に違いがあり、第三の居場所としての市民に認知されていない場合がある。
- ② 各中学校にはスクールカウンセラーや教育相談員を配置し、孤独・孤立の未然防止を図っているが、地域の居場所では、施設職員や地域住民が直接関わり、専門的な相談員等はない場合がほとんど。（※それが良いコミュニケーションを生むこともある。）

2 子ども食堂・地域食堂

- ・子どもは無料または低額（100円程度）で食事をすることができる場所。調理している間に子どもたちが学習したり、遊んだりできる。
- ・庄内地域での開催頻度は実施団体で異なるが、月1～2回または不定期開催がほとんど。
- ・運営については、個人・団体からの寄附金のほか、企業の自社商品・食材の寄附、体験プログラム提供、開催場所提供、ボランティア等、地域の支え合いで成り立っている。
- ・鶴岡市内のNPO法人が中心となり、庄内地域（2市3町）でこども食堂を含む、子ど

も支援の活動を行っている団体等を対象に、「庄内こども食堂等地域ネットワーク」を立ち上げ、実施団体への研修、食料支援や相談事業、会議開催等を行っている。

行政区	食堂の数	参加対象制限無しの数
1 酒田市	6か所	5か所（内人数制限あり2か所）
2 鶴岡市	5か所	4か所
3 三川町、遊佐町、庄内町	各1か所	
4 庄内エリア展開	1団体	

◆課題の想定 2

- ① 子ども食堂の開催は月1～2回程度の開催と頻度としては少ない状況である。
- ② 児童が単独で自由に移動できる範囲は校則で学区内に限られており、市内の子ども食堂のどこにでも通えるわけではないことから、市内21学区にそれぞれ支援を受けられる居場所があることが望まれる。
- ③ 子どもの貧困対策等の課題解決には、子ども食堂だけではない多角的なアプローチが必要。

3 酒田市学童保育所

- ・保護者や家族が仕事等の理由で放課後に児童を監護できない家庭の小学生に、放課後に遊びや生活の場所を提供することによって、児童の健全育成を図ることを目的としている。
- ・学童から習い事やスポーツ少年団の活動に通う児童もあり。
- ・市内の小学校に併設する形で、20校区で25か所あり。
- ・市街地の大規模校5校の校区では、1校区で2か所設置している。

◆課題の想定 3

- ① 各学童保育所の定員の関係で、入所できる児童は低中学年が基本となり、高学年になると退所する必要がある。このため、退所した児童はスポーツ少年団等の活動に所属するか自宅で過ごすことになる。
- ② 学童保育所内での活動は、基本的に家にいる場合と同じであることから、異学年交流が図られ、レクレーション等の機会はあるものの、文化・芸術活動の経験等については機会が少ない。